ACSES ニュースレター_１９８８号（2020 年 11 月 30 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇石綿（アスベスト）含有品の流通とメーカー等による回収について<厚生労働省>／納税返礼品からアスベスト 大阪府貝塚市、バスマットを回収<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
・消費生活用製品の重大製品事故:石油ストーブ(開放式)で火災等<消費者庁>
・パナ子会社、国家資格不正取得か　2 社の 37 人、第三者委を設置<Web 報道>
・名古屋大、データ疑義で論文撤回　次世代炭素材料関連、調査委設置<Web 報道>
・京大の論文画像に不適切加工か　掲載した米科学誌が懸念<Web 報道>／論文の画像を改ざん、責任著者が認める 再実験の結果を提出 論文は「撤回しない」<新聞報道>
・元大学院生が論文 3 本で盗用の不正　同志社大、博士号取り消し<新聞報道>
・京大の時計台記念館を学生が“占拠” 職員とトラブル、機動隊出動し一時騒然<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・公害財特法、来年 3 月失効　高度成長期の制定から 50 年<Web 報道>
・日東ベスト株式会社における冷凍食肉製品の不適正表示に対する措置について<農林水産省>
・AED 使用時にプライバシー保護　和歌山の高校生が上半身覆うシート作製、配布<新聞報道>
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・原子力機構、機器交換せず 34 年　9 月の火災原因に<Web 報道>
・規制委、島根原発降灰想定を了承　中国電、56 センチに引き上げ<Web 報道>
・原子力規制委にサイバー攻撃　「機密性 2」に不正侵入か　警視庁が捜査<新聞報道>
[大水害対策]
・東海道新幹線 浸水対策 4 年後までに設備導入など実施 JR 東海<放送報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇第３波「見えにくい」クラスター、感染拡大か<Web 報道>
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇冬場の職場でコロナ感染拡大防ぐ 厚労省 チェックリストを改定<放送報道>
◇暖房使い常に窓開け換気徹底を<放送報道>
◇新型コロナ 寒さ厳しくても鉄道車両の窓開け徹底を 国交省<放送報道>
◇治療薬、検査薬等
◇大学等関係
・東海大ラグビー部、新たに２０人陽性…新型コロナ<新聞報道>
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について<Web 報道>
・190 大学、年度末に休退学増加を予想　コロナで生活苦／困窮学生支援へ 大学苦心<新聞報道>
◇マスコミ報道　見出し
[3] 食品安全衛生関係

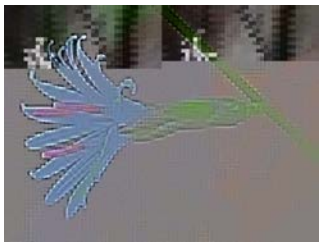

亀甲白熊（キッコウハグマ）

◇フランスのコルス・デュ・シュド県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇ポーランドからの家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇英国からの生きた家きんに関する一時輸入停止措置のコンパートメント主義を適用した一部解除について〈農林水産省〉
[4] 廃棄物関係
◇「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施について〈消費者庁・環境省・農林水産省〉
[5] 温暖化対策関係
◇温室効果ガス「実質ゼロ」　日本政府の背中を押した中国〈新聞報道〉
[6] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］３件　　［公募結果、意見募集結果］１件　　［調査予定］１件　　［調査結果］１件
[7] その他省庁発表　　４件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　４件　　［開催記録、報告、資料等］　５件
[9] 海外の化学物質管理情報
〇国際：１件　　〇欧州：８件　　〇米国：８件　　〇カナダ：２件　　〇中国：１件
〇オーストラリア：２件　　〇インド：３件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件
[付録]
◇石綿（アスベスト）含有品の流通とメーカー等による回収について〈厚生労働省〉
◇何が正解なの？ コロナ対策 ～感染制御の専門家に聞く～〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇石綿（アスベスト）含有品の流通とメーカー等による回収について

＜厚生労働省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-puXwsnK940dwuBY
今般、以下の製品に石綿（アスベスト）が含まれていることが判明しましたので、メーカー等による回収及び厚生労働省の対応について、お知らせいたします。　　-----> *末尾［付録］*

・納税返礼品からアスベスト　大阪府貝塚市、バスマットを回収
＜共同通信　2020 年 11 月 27 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/f692c916affbf0c201fb807da1d3bbd3254005f9
　大阪府貝塚市は 27 日､同市のふるさと納税の返礼品であるケイ藻土バスマットとコースター計約 1 万 8 千枚に基準値を超えるアスベストが含まれているおそれがあるとして、回収すると発表した。2016 年 8 月から 20 年 2 月に寄付した人に対して送ったものが対象。現時点で健康被害は報告されていないという。
　市によると 2 月、貝塚市のメーカーから同市に「アスベストが入っている可能性がある」との連絡があった。メーカーの検査では基準値（重量の 0.1%）を超えなかったが、市と厚生労働省の検査で上回った。アスベストが入った経緯は不明という。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2020 年 11 月 27 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201127_1.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：52 件

うち重大事故等として通知された事案：28 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2020 年 11 月 27 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201127_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：６件、2.リコール・自主回収情報:10件、3.食中毒情報：８件

・消費生活用製品の重大製品事故:石油ストーブ(開放式)で火災等

＜消費者庁　2020 年 11 月 27 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_201127_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：３件

（うち石油ストーブ（開放式）１件、ガストーチ１件、草焼きバーナー１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件

（うち電気ストーブ１件、リチウム電池内蔵充電器１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：４件

（うちタブレット端末１件、自転車１件、電動アシスト自転車１件、電気炊飯器１件）

・パナ子会社、国家資格不正取得か　2 社の 37 人、第三者委を設置

＜共同通信　2020 年 11 月 27 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/3d0b6efe82e916d0d492e8259661c13150f23d22

パナソニックは 27 日、子会社 2 社の社員計 37 人が施工管理技士の国家資格などを不正に取得した疑いがあると発表した。受験資格として求められる実務経験が足りなかった恐れがある。会社の指示による不正取得の疑いがあるといい、弁護士による第三者委員会を設置し、原因を究明する。

不正取得の疑いは、まずパナソニック環境エンジニアリング（大阪府吹田市）で分かった。パナソニックが他のグループ会社を調査した結果、パナソニックコンシューマーマーケティング（大阪市）でも見つかった。

37 人は施工管理技士や監理技術者の資格を不正取得した疑いがある。

・名古屋大、データ疑義で論文撤回　次世代炭素材料関連、調査委設置

＜共同通信　2020 年 11 月 27 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/6f208090a43f10805e14d20fb4474f530e1066a6

名古屋大トランスフォーマティブ生命分子研究所の伊丹健一郎拠点長らが昨年、英科学誌ネイチャーに発表した次世代炭素材料に関する論文の実験データに疑義があり、名古屋大は 27 日、経緯や研究不正の有無を調べる調査委員会を設置したと明らかにした。ネイチャーは 25 日付で撤回を発表した。

論文は炭素材料として注目が集まる「グラフェンナノリボン」を精密に合成する技術を開発したとの内容で、昨年 6 月 26 日付のネイチャーに掲載された。

名古屋大やネイチャーの発表によると、物質の分子量を調べる「質量分析」の実験結果に不自然な点があった上、基となったデータを確認できなかった。

・京大の論文画像に不適切加工か　掲載した米科学誌が懸念

＜共同通信　2020 年 11 月 27 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/c276649211d4b24db1975024823b4ea36f3a5d7f

京都大などの研究者が 2011 年に発表した植物学の論文の中で、実験結果を示した画像が不適切に切り貼りされたか改変されたとの懸念があると、掲載した米科学誌プロスバイオロジーが 27 日までに発表した。

責任著者の鹿内利治教授は「具体的な内容や経緯については答えられない。大学を通して対応する」と話した。京大は「回答を差し控える」とした。

論文は、シロイヌナズナの葉緑体にあるタンパク質の働きに関するもので、京大に当時在籍していた中国人研究員が実験を企画して実施し、筆頭著者となった。雑誌側は画像の一つに、一部だけ加工したと思われるものがあったことを問題視した。

・論文の画像を改ざん、責任著者が認める 再実験の結果を提出 論文は「撤回しない」
＜京都新聞　2020 年 11 月 27 日＞
https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/426780

京都大などのグループが国際科学誌に掲載した論文で、実験結果を示す画像を改ざんしていたことが２７日、論文の責任著者である京大理学研究科の鹿内利治教授への取材で分かった。元と実験やり直しの両データを科学誌側に提出、論文は撤回しないという。

鹿内教授によると、論文は植物のタンパク質に関する内容で「プロス・バイオロジー」に２０１１年に掲載。画像は遺伝子の解析結果などとしており、当時京大に在籍していた研究者が担当したとみられる。約５年前に科学誌側から１０カ所の懸念が指摘され調べたところ、画像の加工が判明した。

元データの一部を消去していたため、再度実験した結果を提出した。鹿内教授は「画像が加工されていないかなど、私が責任を持って注意しておくべきだった」と話し、論文については「結論は変わらないので撤回しない」と説明した。

・元大学院生が論文３本で盗用の不正　同志社大、博士号取り消し
＜京都新聞　2020 年 10 月 28 日＞
https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/392208?utm_content=uzou_1&utm_source=uzou

同志社大は２８日、グローバル・スタディーズ研究科博士課程に在籍していた元院生の男性（３５）が作成した論文計３本で盗用の不正があったと発表した。同大は学術誌に掲載された２本の取り下げを勧告。他の１本は博士論文で、元院生の博士号を取り消した。

同大によると、論文は海外直接投資のベトナムへの影響などに関する内容で、いずれも元院生が在籍中の２０１５～１６年に作成。別の著者の論文から出典を記さず引用した箇所が複数あり、盗用と認めたという。

１９年１月ごろに外部から指摘があり発覚。学術誌の掲載論文について元院生は同大の勧告時点で１本は取り下げ、もう１本は取り下げの手続き中と説明した。博士号を証明する学位記は同大に返還したという。

・京大の時計台記念館を学生が“占拠”　職員とトラブル、機動隊出動し一時騒然
＜毎日新聞　2020 年 11 月 28 日＞
https://mainichi.jp/articles/20201127/k00/00m/040/344000c

京都大（京都市左京区）で 27 日、シンボルの百周年時計台記念館に学生らが登って垂れ幕を出すなどし、制止する職員らとトラブルになった。京都府警の機動隊が大学構内に入って警戒に当たり、周辺は一時騒然となった。けが人や検挙者はなかった。

京大では、学生寮の一つ「熊野寮」の祭りで、学生らが時計台に登ることが恒例になっている。これに対し、京大側は「危険な企画」「建造物侵入として刑法に抵触する行為」とし、時計台に登ろうとすれば「警察に通報するなどの法的措置を含め、厳正に対処する」と 25 日に告示を出していた。

学生らが 27 日昼、時計台に、はしごをかけると、もみ合いが発生。機動隊員らが現れ、正門から学内に入った。学生らは時計台の上でマイクを握り、周辺ではビラを配布。大学側の「対話拒否の姿勢」を批判するなどした。

府警は毎日新聞の取材に「通報があり、危険防止のため学内に入った。警備態勢の詳細は明かせない」と説明した。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・公害財特法、来年 3 月失効　高度成長期の制定から 50 年

＜共同通信　2020 年 11 月 27 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/91a009c6f63c87a01959c6f6784a03e7c847c4b3
　政府は 27 日、公害防止事業を行う地方自治体に対する国の手厚い財政支援を規定した「公害防止事業財政特別措置法」を失効させる方針を固めた。来年 3 月末に期限を迎えるが、各地で対策が進み、立法目的を果たしたとして延長を見送る。四大公害病をはじめとする公害が表面化した高度経済成長期の制定から 50 年で役割を終える。特措法は、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染といった公害に対応するため、川底の土砂を取り除いたり、農用地を改良したりする都道府県などへの国庫補助引き上げなどを規定。1971 年に時限立法としてつくられ、延長を重ねてきた。

・日東ベスト株式会社における冷凍食肉製品の不適正表示に対する措置について
＜農林水産省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/201127.html
農林水産省は、日東ベスト株式会社（本社：山形県寒河江市幸町 4 番 27 号。法人番号 6390001011877。以下「日東ベスト」という。）が、自ら製造する冷凍食肉製品に、原料に使用していない豚肉の原産地を表示し続け、製造販売したことを確認しました。
このため、本日、日東ベストに対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。
１.経過
農林水産省東北農政局が、令和 2 年 7 月 7 日から 11 月 13 日までの間、日東ベストに対し、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づく立入検査を行いました。
この結果、農林水産省は、日東ベストが、自社を製造者とする冷凍食肉製品（商品名：「ベスト三元豚ロースカツ 80P」、「ベスト三元豚ロースカツ 100P」、「三元豚のカツサンド用ロースカツ」（以下「当該 3 商品」という。）及び「HG 豚やわらかカツ（60）N」）の 4 商品の原料原産地名について、以下(1)から(3)のとおり不適正な表示をして、卸売業者等に合計 15,381,728 枚を販売したことを確認しました。（別表 1 及び別表 2 参照）
(1) 当該 3 商品の原料原産地名について、過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画に基づくことなく、「豚ロース肉（メキシコ又は米国）」と表示し、かつ、米国産豚肉を使用せず、また、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を表示すべきところ、これを表示せず、別表 1 のとおり、少なくとも平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 23 日までの間に、最大で合計 1,329,852 枚を、一般用加工食品として流通する可能性を認識して販売したこと。
(2) 当該 3 商品の原料原産地名について、過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画に基づくことなく、「豚ロース肉（メキシコ又は米国）」と表示し、かつ、米国産豚肉を使用せず、別表 2 のとおり、少なくとも平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 23 日までの間に、合計 10,981,776 枚を業務用加工食品として販売したこと。
(3) 「HG 豚やわらかカツ（60）N」の原料原産地名について、過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画に基づくことなく、「豚肉（米国又はデンマーク又はフランス又はオランダ又はハンガリー又はカナダ又はスペイン）」と表示し、かつ、スペイン産豚肉を使用せず、別表 2 のとおり、平成 28 年 3 月 18 日から令和 2 年 9 月 18 日までの間に、3,070,100 枚を業務用加工食品として販売したこと。
２.措置
日東ベストが行った上記 1 の(1)の行為は、法第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 3 条第 2 項の表の「原料原産地名」の項の規定に、(2)及び(3)の行為は、食品表示基準第 14 条において準用する第 9 条第 1 項第 6 号の規定に、それぞれ違反するものです。（別紙 2 参照）
このため、農林水産省は、日東ベストに対し、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、以下の内容の指示を行いました。
（指示の内容）
(1) 販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに食品表示基準の規定に従って、適正な表示に是正した上で販売すること。
(2) 販売していた食品について、食品表示基準の規定における表示事項が表示されていなかった主な原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に関する認識の欠如並びに食品表示についての内容

確認及び管理体制に不備があると考えられることから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
(3) (2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示の相互チェック体制の強化、拡充その他の再発防止対策を適切に実施すること。これにより、今後、販売する食品について、食品表示基準に違反する不適正な表示を行わないこと。
(4) 全役員及び全従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
(5) (1)から(4)までに基づき講じた措置について、令和2年12月28日までに農林水産大臣宛てに提出すること。
食品表示法違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する各行政機関(消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省)で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

・AED使用時にプライバシー保護　和歌山の高校生が上半身覆うシート作製、配布
＜毎日新聞　2020年11月27日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/29dc7eb000f531855bad9c6a12caef2f59f15bda
　防災ボランティア活動などに取り組む和歌山県立熊野高校（上富田町朝来）のKumanoサポーターズリーダー部が、自動体外式除細動器（AED）の使用時に女性の上半身を覆うシートを作製し、町内のAED設置場所に配布している。部員たちは「AEDの使用が進み、一人でも多くの命を救いたい」と願っている。
　女性は体の露出を嫌うため、男性に比べてAEDの使用率が低いことを知った3年生の女子生徒11人が、患者のプライバシーを保護するシートを企画。2019年9月に製作を始めた。消防署の助言を受けながらシートの素材や大きさ、重さなどの改良を重ね、試作を5回繰り返して、20年6月に完成させた。
　シートは縦約50センチ、横約80センチで、生地は降雨時でも使えるように水をはじくナイロン製にした。心臓マッサージで手を置く位置やAEDのパッドを皮膚に貼る位置を示すワッペンを縫い付けた。風でめくれないように両サイドには重し代わりに廃雑誌の背表紙も縫い込んだ。
　6月からは町内の全AED設置場所71カ所に配布するため、作業を開始。型紙を使った生地の裁断、ミシンや手作業での縫製、ワッペンの接着、収納袋の作製などの多岐にわたる工程を11人が分担した。「工程が多くて大変で、いつになれば全部できるのか不安だった」とキャプテンの中田紗奈さん（18）は振り返る。遅れた工程は手が空いた人がカバーし、10月中旬までに71枚を作り上げた。
　シートの開発は19年度「ぼうさい甲子園」で優秀賞を受けた。20年度も全国高校家庭クラブ研究発表大会の産業教育振興中央会賞（2位）など四つの賞を受賞している。
　町外からも問い合わせがあるといい、中田さんは「全国に広がって多くの人に使ってほしい。これがあれば男性もためらわず女性患者への処置ができると思う」と話している。

□*大災害、原発事故対策*
[原子力施設全般]
・原子力機構、機器交換せず34年　9月の火災原因に
＜共同通信　2020年11月27日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/13895a43c203c1096d05aff525fd11c228c05a7a
　日本原子力研究開発機構大洗研究所（茨城県大洗町）で9月に起きた火災で、火元となった機器を、機構がメーカー推奨の10年で交換せず、約34年にわたり使い続けていたことが27日、原子力規制委員会への取材で分かった。年1回の点検でも機器の劣化を見落としており、管理態勢の不備が問われそうだ。
　火災は9月10日、「ナトリウム分析室」の放射性物質取扱室で発生。火元になった分電盤内の「電磁接触器」という機器を分解すると、内部にたまったほこりが原因で漏電し、発火した痕跡があった。メーカー取扱説明書は、使用開始から10年を目安に交換するよう明記していたが、交換していなかった

・規制委、島根原発降灰想定を了承　中国電、56センチに引き上げ
＜共同通信　2020年11月27日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/6c97cabb7dad8b1462c11e39ab5f693980e62e3a
---

・原子力規制委にサイバー攻撃　「機密性２」に不正侵入か　警視庁が捜査
＜毎日新聞　2020 年 11 月 27 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/da4544688dc2e7bb72d60f5092d854fdf84f47d7

[大水害対策]
・東海道新幹線 浸水対策 4 年後までに設備導入など実施 JR 東海
＜NHK　2020 年 11 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201128/k10012735151000.html
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年11月29日版）
＜厚生労働省　2020年11月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15155.html
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(11月28日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2020 年 11 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15153.html
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020年11月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15156.html
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html Y
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 29 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html
---

◇第３波「見えにくい」クラスター、感染拡大か
＜産経ニュース　2020 年 11 月 28 日＞
https://www.sankei.com/life/news/201128/lif2011280022-n1.html
新型コロナウイルスの「第３波」の感染拡大要因に、「見えにくい」クラスター（感染者集団）の存在が指摘されている。無症状や軽症の感染者が検査前に水面下で感染を広げ、職場や大学、外国人コミュニティーなどの多様なクラスターを生み出している可能性がある。専門家は市中感染の蔓延（まんえん）期に差し掛かっているとみており、接触機会の削減を求めている。
「潜在的なクラスターの存在が想定され、感染者の検知が難しい、見えにくいクラスターが感染拡大の一因となっていることが考えられる」。厚生労働省に新型コロナ対策を助言する専門家組織は２４日、こうした分析結果を示した。
　「見えにくい」クラスターとは何なのか。同組織メンバーで東邦大の舘田一博教授（感染症学）は「症状がほとんどない若い人たちの間で広がっているのではないか。彼らがウイルスを持ったまま動き回り、例えば高齢者が多いところで感染させれば、その中でクラスターが起きる。若い人同士でぐるぐるとつながっていることもある。発生源を特定しづらく、コントロールが難しい」と説明する。
　１０月に大規模クラスターが発覚したさいたま市の劇団のケースも、東京都内で感染者と接触した役者の男性が無症状で稽古に参加したことがきっかけとみられる。同市が同１０日に公表した時点で劇団関連の感染者は６２人に上り、その後、７０人を超えた。全員が軽症か無症状だったという。
　他にも、学生寮など多数の人と共同生活する場所で、マスクをつけずに過ごすことで突如流行。医療へのアクセスが悪いとされる外国人コミュニティーでの感染拡大も「見えにくい」クラスターに該当する。別の専門家は「大規模イベントで参加者同士が知り合いでなければ、複数の感染者が出たとしても経路不明になってしまう。実はクラスターだったケースも少なくない」と話す。
　大都市圏の繁華街が感染の中心だった第２波に対し、第３波はクラスターが多様化し、地方でも急激に感染拡

大するのが特徴。クラスター対策が有効に働いているうちはいいが、保健所の追跡調査が不十分になり、経路不明の感染者やクラスター以外の散発例が増えたことが感染抑制を困難にしているとみられる。

舘田氏は「市中感染の蔓延期に入りかかっている」と指摘。「誰もがいつどこで感染してもおかしくない。近距離で話すときは必ずマスクをつけるなど濃厚接触の機会を減らせば、感染リスクをかなり下げられる」と強調している。

◇マスコミ報道　見出し

・5 人に 1 人が「睡眠の質が悪化」　新型コロナによる生活変化影響

＜NHK　2020 年 11 月 30 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201130/k10012737421000.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について、経済団体などに再度協力を依頼しました

＜厚生労働省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J95aaz8TH-o6Qz01Y

・新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等について要請しました

＜厚生労働省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0r0_6uHi36u16QhY

・厚生労働省委託事業「医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業」のご案内

＜厚生労働省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B_56Sx8zP8oaYxuVY

・大使館向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

＜厚生労働省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wq0v-vHyz7ul-phY

・「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しについて

＜厚生労働省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=GeBkVQEtIdQEfQyLY

◇冬場の職場でコロナ感染拡大防ぐ 厚労省 チェックリストを改定

＜NHK　2020 年 11 月 27 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201127/k10012733611000.html

冬場に入って新型コロナウイルスの感染が急速に拡大していることから、厚生労働省は、暖房器具などを使用しつつ、窓を常に開けて換気を徹底するよう呼びかけています。

冬場の気温の低下で、職場の換気が不十分になり、クラスターの発生にもつながっているという専門家からの指摘を受け、厚生労働省は職場での感染拡大を防ぐためのチェックリストを改定しました。

新たに「換気の悪い密閉空間の改善」という項目が追加され、換気設備がない職場や換気機能がついた暖房設備がない職場に対し、一方向の窓を常に開けて連続して換気するよう求めています。

合わせて、暖房器具や加湿器も使用して、室温を 18 度以上、湿度を 40%以上に保ち、難しい場合は空気清浄機を併用することとしています。

またリーフレットも作成し、室温の低下を防ぐコツとして、離れた部屋の窓を開けて空気を取り入れることや、温度や湿度をこまめに測定しながら窓を開ける幅を調節することなどを紹介しています。

◇暖房使い常に窓開け換気徹底を

＜NHK　2020 年 11 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20201127/1000056736.html

冬場に入って新型コロナウイルスの感染が急速に拡大していることから、厚生労働省は暖房器具などを使用しつつ、窓を常に開けて換気を徹底するよう呼びかけています。

冬場の気温の低下で職場の換気が不十分になり、クラスターの発生にもつながっているという専門家からの指摘を受け、厚生労働省は職場での感染拡大を防ぐためのチェックリストを改定しました。

新たに「換気の悪い密閉空間の改善」という項目が追加され、換気設備がない職場や換気機能がついた暖房設備がない職場に対し、一方向の窓を常に開けて連続して換気するよう求めています。
あわせて、暖房器具や加湿器も使用して室温を１８度以上、湿度を４０％以上に保ち、難しい場合は空気清浄機を併用することととしています。
また、リーフレットも作成し、室温の低下を防ぐコツとして、離れた部屋の窓を開けて空気を取り入れることや温度や湿度をこまめに測定しながら窓を開ける幅を調節することなどを紹介しています。
田村厚生労働大臣は閣議のあと「寒くなると職場の状況も変わってどうしても換気などが難しくなってくる。しっかりと『対コロナ』で対応して頂きたい」と述べました。

◇新型コロナ 寒さ厳しくても鉄道車両の窓開け徹底を 国交省
＜NHK　2020 年 11 月 29 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201129/k10012736271000.html
新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、国土交通省は、窓が開く鉄道の車両では、暖房と同時に空調による換気ができない車両もあるとして、寒さが厳しいときも、窓を開ける感染防止対策を徹底するよう呼びかけています。
国土交通省や大手鉄道各社によりますと、鉄道は、省令などで窓が開く車両には換気できる空調の設置を求めていないため、空調がついていない車両があり、また空調をつけていたとしても、暖房と同時に使うことができない仕組みになっている車両が多く、首都圏では、大手鉄道会社の半数以上で、暖房と同時に空調による換気ができないということです。
このため、横浜市の京急電鉄は、暖房と換気を同時に行うことができるように、制御システムの改修を進めているほか、JR 東日本では、空調が一定の温度以下では自動で外気を取り入れない仕組みになっているため、車掌が手動で空調を動かし、外気を取り入れる回数を増やしているということです。
特急列車など、窓が開かない構造の車両については、暖房と空調が併用できるということです。
国土交通省は、新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、寒さが厳しくても窓を開けるとともに、時差出勤などで混雑を避けることやマスクの着用など、感染防止対策を徹底するよう呼びかけています。

◇治療薬、検査薬等
・英 製薬大手開発中のコロナワクチン 信頼性疑問視で追加試験も
＜NHK　2020 年 11 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201128/k10012735221000.html
・低価格の PCR 検査装置を開発　島津製作所、中小医療機関向け
＜共同通信　2020 年 11 月 27 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/d41c1872eb21e267a16c523866138ef8834526b1

◇大学等関係
・東海大ラグビー部、新たに２０人陽性…新型コロナ
＜読売新聞　2020 年 11 月 29 日＞　https://news.infoseek.co.jp/article/20201129_yol_oyt1t50099/
　東海大学は２９日、新型コロナウイルスの感染者が出ていたラグビー部に所属する学生と教職員１７０人にＰＣＲ検査を実施し、２０人の陽性が判明したと発表した。
　東海大は関東大学リーグ戦１部で首位に立っており、１２月５日に日大との最終戦が予定されている。だが、最初に５人の感染が判明した今月２４日以降、活動を停止している。

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(11/27 更新)
＜大学プレスセンター　2020 年 11 月 27 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(11/24 更新)
＜大学プレスセンター　2020 年 11 月 24 日＞

https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・190 大学、年度末に休退学増加を予想　コロナで生活苦
＜朝日新聞　2020 年 11 月 29 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNCX76YTNCSUSPT00K.html

コロナ禍の影響で、全国の国公私立大のうち少なくとも190大学が、「経済的理由による退学・休学者」が今年度末に増えると予想していることが、朝日新聞と河合塾の共同調査「ひらく　日本の大学」でわかった。不況による学生の家計悪化が続き、今後、「経営が困難な大学が増加する」と予想する大学も回答者の8割を超えた。

調査は9月25日～11月24日、国公私立の767大学を対象に「新型コロナウイルスによる影響」などを尋ね、82%にあたる631大学が回答した。6～7月の緊急調査と同じ「就職活動」「経営状態」など14項目の選択肢を示し、「現時点（10月上旬）」と「年度末ごろ（来年3月）」について、特に大きな影響があると考える問題を、学長に五つまで選んでもらった。

10月上旬で最も多いのは「学生募集」で78%、「授業の実施方法」が60%、「就職活動」が57%で続いた。来年3月の予想については、卒業式などの「行事」75%に「学生募集」55%が続き、コロナ不況で採用を減らす企業が相次いだことを受け、54%が「就職活動」を挙げた。

不況で家計が苦しくなり、学費を払えない学生が増えるとみる大学も多い。「退学・休学の増加」は緊急調査時の7月に9%だったが、今回は10月に15%、来年3月には30%に急増。特に、国公立より学費が高い私立大は35%に達する。岐阜県の小規模私立大は「すでに経済的理由で退学した者がいる。

・困窮学生支援へ 大学苦心
＜朝日新聞　2020 年 11 月 29 日＞
退学や学生支援　各大学は
秋田大　修学支援新制度を必要とする学生が今後著しく増加すると思われるため、条件を常時みなおしてほしい
筑波大　学生支援には財源確保が必要不可欠。国などからの財政支援が必要
北九州市立大学　家計収入が減少した学生に授業料減免措置を講じられるよう、市に予算要求中
東京都の大規模私立大　経済環境の悪化が段階的に訪れると予想され、大学進学状況、修学継続状況、就職状況は逐一モニターしておかなければならない
京都ノートルダム女子大　コロナ禍が長引くことで、入試広報や留学生の受け入れ・送り出しとともに、経済的理由による退学は長期的な課題として引きずる
山陽学園大　各種実習前２週間はアルバイトを禁止しているため、学生の経済的負担は増している
西日本工業大　学生支援について中間所得層向けの奨学金のあり方や留学生の取り扱いを検討

・外国人学校のための新型コロナウイルス感染症対策について-Response to COVID-19 for International Schools-
＜文部科学省　2020 年 11 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwNacvF2iuWcVbQ
・「緊急事態宣言が出ても全国一斉休校は要請せず」文部科学相
＜NHK　2020 年 11 月 27 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201127/k10012733471000.html?utm_int=all_side_ranking-social_002
・朝鮮大生に公平な給付を　除外は政治的と教員７百人
＜共同通信　2020 年 11 月 27 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/aff30b94dc46d69cd4b6d9ffdaed4143d152454a
---

◇マスコミ報道　見出し
・難航する重症者の転院　現場に焦り「医療崩壊は目前」
＜朝日新聞　2020 年 11 月 28 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNCW6JLQNCWULBJ017.html?iref=comtop_7_01

・コロナ差別のホットライン、開始　地方都市で深刻、「相談して」
＜共同通信　2020 年 11 月 28 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/ce48e154886800163c73e35ca984384f72a20883
・政府「札幌・大阪に住む人 来月 15 日までは旅行控えて」
＜NHK　2020 年 11 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201128/k10012735131000.html
・尾身氏「個人努力の段階過ぎた」　政府と自治体、対策強化を
＜共同通信　2020 年 11 月 27 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/e1c32b8d4637a30eaacc4f9330c43551347050c2
****
[3] ***食品安全衛生関係***
◇フランスのコルス・デュ・シュド県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201127_10.html
---
◇ポーランドからの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201127_9.html
---
◇英国からの生きた家きんに関する一時輸入停止措置のコンパートメント主義を適用した一部解除について
＜農林水産省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201127_8.html
****
[4] ***廃棄物関係***
◇「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施について
＜消費者庁　2020年11月27日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/
＜環境省　2020年11月27日＞　https://www.env.go.jp/press/108680.html
＜農林水産省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/201127.html
消費者庁は、農林水産省、環境省及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月まで、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施します。
****
[5] ***温暖化対策関係***
◇温室効果ガス「実質ゼロ」　日本政府の背中を押した中国
＜朝日新聞　2020 年 11 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNCW56VRNCTULZU012.html
****
[6] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/108702.html
---
◇再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募を開始します
＜経済産業省　2020 年 11 月 27 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201127005/20201127005.html?from=mj

◇2021 年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～大学生等コース第 14 期及び高校生コース第 7 期の募集について
＜文部科学省　2020 年 11 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwNacvF2iuWcVbJ

[公募結果、意見募集結果]

◇令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、「地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業」及び「地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業（自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業）」）の採択案件について

＜環境省　2020年11月27日＞　https://www.env.go.jp/press/108692.html

[調査予定]

◇アプリケーションを活用した食品表示の実証調査を行います

＜消費者庁　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022198/

消費者庁委託事業「アプリケーションを活用した食品表示実証調査事業」(受託事業者:株式会社 NTT データ経営研究所)において、スーパーの店舗でのアプリケーションを活用した食品表示に関する実証調査を行います。

[調査結果]

◇科学技術・学術政策研究所「『博士人材追跡調査』第 3 次報告書」報告書の公表について

＜文部科学省　2020 年 11 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwNacvF2iuWcVbK

****

[7] *その他省庁発表*

◇教員免許更新制における申請期限の到来及びその他の留意事項について（事務連絡）

＜文部科学省　2020年11月27日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwNacvF2iuWcVbN

◇日本に留学中の外国人学生の皆さんへ　＜外国人留学生向けの利用可能な制度一覧＞（11月27日更新）

＜文部科学省　2020年11月27日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwNacvF2iuWcVb0

◇外国人学校のみなさまへ-To All at International Schools-

＜文部科学省　2020年11月27日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwNacvF2iuWcVbP

◇科研費の内定通知 2 カ月前倒しへ　22 年度から、活動後押し

＜共同通信　2020 年 11 月 27 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/1caa341ffccc39aae93c87294c3e37e533675bed

河野太郎規制改革担当相は 27 日の記者会見で、国が研究者を支援する科学研究費助成事業（科研費）の内定通知を従来の 4 月 1 日より 2 カ月前倒しすると発表した。2022 年度分から開始する。通知を早めれば優秀なスタッフ確保や海外への出張計画が容易になるとして、研究活動の後押しになると期待する。

科研費は、独創的な学術研究に取り組む研究者に支給される。20 年度予算は 2374 億円。

通知前倒しは、内閣府ホームページに開設した規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）に寄せられた要望を踏まえた。

公募時期はこれまで通り 9 月を予定し、審査期間を圧縮する。

****

[8] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第一部会を開催します　　12月11日、Ｗｅｂ会議

＜厚生労働省　2020年11月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8pOfysHC_4uVxyhY

・地球温暖化対策の推進に関する制度検討会（第３回）の開催について　　12 月３日、オンライン会議

＜環境省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/108701.html

（１）地域の脱炭素化に向けた地球温暖化対策推進法の見直し（地方公共団体実行計画等）について

（２）その他

・洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会　作業部会（第２回）

11 月 30 日、オンライン会議（非公開）
＜経済産業省　2020 年 11 月 27 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36126
・第３回所属集団判定会議の開催　　12月３日、非公開
＜厚生労働省　2020年11月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yqun8vn6x70t_9BY
所属集団判定会議について
その他

[開催記録、報告、資料等]
・第４回国連海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する専門家会合の結果について
11月９日～13日
＜環境省　2020年11月27日＞　https://www.env.go.jp/press/108671.html
議題３（マルチステークホルダー・プラットフォーム）
議題４(a)（既存の取組の整理）
議題４(b)（技術及び資金のリソースや支援メカニズムの特定）
議題４(c)（パートナーシップの促進）
議題４(d)（対策オプションの有効性分析）
議題５（UNEA５に向けて更に検討すべき対策オプション）
議題６（議長総括）
・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）第22回政府間会合の結果について　　11月25～26日
＜環境省　2020年11月27日＞　https://www.env.go.jp/press/108694.html
結果の概要
〇次期中期計画（2021-2025年）の承認
現在の中期計画（2016－2020年）に代わる新しい中期計画（2021－2025年）（以下、「新中期計画」）が承認されました。新中期計画では、参加国における酸性雨を含む大気汚染の対策ニーズが変化していることを踏まえ、活動範囲を拡大し、酸性雨に限らずPM2.5及びオゾンに関する活動を盛り込むとともに、各国のニーズを反映した実質的な対策等に係る活動を段階的に実施することとなりました。（詳細については、別添２参照）
・令和2年11月27日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）資料　　11月27日
＜厚生労働省　2020年11月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yqun8vn6x70t_1BY
１．ゲノム編集技術応用食品の後代交配種等の取扱い整理
２．その他
・第41回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会　議事録｜厚生労働省　　11月9日
＜厚生労働省　2020年11月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yqun8vn6x70t8JBY
（１）新型コロナウイルスワクチンの接種順位等について
（２）予防接種施策の見直しについて
（３）報告事項
（４）その他
・質保証システム部会（第５回）　配付資料　　11 月 25 日
＜文部科学省　2020 年 11 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwNacvF2iuWcVbM
（テーマ）質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について
(1) 質保証の国際通用性について有識者ヒアリング
(2) 意見交換
(3) その他
****

[9] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 515 号 2020 年 11 月 26 日から＞

○国際

・Section 4: Health Effects
＜経済協力開発機構(OECD)　＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/section4-health-effects.htm
OECD は、TG 439 (In vitro 皮膚刺激性：再生ヒト表皮試験法)の更新草案、3D 再生ヒト表皮モデル KeraSkin を使用した in vitro 皮膚刺激性試験の検証報告書、および KeraSkin 検証のピアレビュー報告書を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/1/4 まで。
TG 439 の更新草案　→ http://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/TG439_KeraSkin_rev12Nov2020_clean.pdf
KeraSkin 皮膚刺激性試験 検証報告書　→
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/KeraskinSITValidation_Report_revised_0821_v2.2_final.pdf
KeraSkin 検証のピアレビュー報告書　→
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/KeraSkin_PRP_report_Final_29July2020.pdf
---

○欧州

・MOTION FOR A RESOLUTION
on the draft Commission regulation amending Annex XVII to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) as regards lead in gunshot in or around wetlands
＜欧州議会(European Parliament)　2020 年 11 月 18 日＞
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2020-0364_EN.html
欧州議会は、湿地帯における鉛銃弾に関する REACH 附属書 XVII を改正する欧州委員会規則(案)の採択に反対する決議案を掲載した。
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/758
＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 18 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168911?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノールエトキシド物質グループに関する REACH 附属書 XIV のエントリー42 を改正する欧州委員会規則(案)を WTO/TBT 通報した。この改正案は、新型コロナウイルス感染症の診断や治療のための医療機器での使用を考慮し、認可申請の最終申請日と日没日を延期することを提案するもので、最終申請日を規則案発効の 18 ヶ月後、日没日を規則案発効の 36 ヶ月後としている。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_7091_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_7091_01_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/759
＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 18 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168912?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、レガシースペアパーツの生産や、もはや製造されていない成形品や複雑な製品の修理における物質の認可申請および認可見直し報告書に関する REACH 規則の適用を定め、さらに規則(EC) No 340/2008 を改正する欧州委員会施行規則(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/1/17 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_7093_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_7093_01_e.pdf
・COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT EVALUATION of Directive 2009/48/EC of the European Parliament and of the Council on the safety of toys
＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 19 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=SWD%3A2020%3A287%3AFIN&qid=1605830725661
欧州委員会 (DG GROW) は、欧州玩具安全指令 2009/48/EC の評価に関する委員会スタッフ作業文書およびエグゼクティブサマリーを公開した。エグゼクティブサマリー　→
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=SWD%3A2020%3A288%3AFIN&qid=1605830725661

・What do EU citizens think about nanomaterials?
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 16 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/what-do-eu-citizens-think-about-nanomaterials-
ECHA は、欧州ナノマテリアル展望(EUON)の委託調査で、選択された欧州 5 カ国の市民がナノマテリアルをどのように認識しているかを調査した結果、回答者の大多数(87%)は購入製品にナノマテリアルが含まれているかどうかを知りたがっていると報じている。
・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 16 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
ECHA は、テトラブロモビスフェノールＡ（CAS RN 79-94-7)、マレイン酸ジブチルスズ（CAS RN 78-04-6)、およびジブチルスズオキシド（CAS RN 818-08-6)の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/1/29 まで。
・ECHA Weekly - 18 November 2020
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 18 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-18-november-2020
ECHA は ECHA Weekly の 2020/11/18 版を掲載した。
・Applications for authorisation - current consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 18 日＞
https://www.echa.europa.eu/applications-for-authorisation-consultation
ECHA は、REACH 規則に基づく 13 の認可申請を公開し意見募集を開始した。意見提出は 2021/1/13 まで。

○米国

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (21-1.B)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 16 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/16/2020-25049/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-21-1b
EPA は、製造前届出（PMN）の対象となる特定の 2 物質に TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する提案規則を官報公示した。この提案規則への意見提出は 2020/12/16 まで。
・Revised Draft Risk Evaluation for C. I. Pigment Violet 29
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 17 日＞
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/revised-draft-risk-evaluation-c-i-pigment-violet-29
EPA は、10 月に公開した C. I. Pigment Violet 29 の改正した TSCA リスク評価案への意見募集期間を 20 日間延長し、これを 2020/12/19 までにするとしている。
・EPA Enhances PFAS Research Projects through Lean Management
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 17 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-enhances-pfas-research-projects-through-lean-management
EPA は、継続的なプロセス改善への体系的なアプローチである「EPA リーン管理システム(ELMS)」を EPA の 83%で実施したと発表したが、研究開発室(ORD)は、この ELMS を使用してペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)の進行中の分析化学プロジェクトの結果の整理と配信に取り組んでいると報じている。
・Legislative and Regulatory Authority for Chemical Data Reporting Final CDR Revisions Rule
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 18 日＞
https://www.epa.gov/chemical-data-reporting/legislative-and-regulatory-authority-chemical-data-reporting#revision
EPA は、TSCA 第 8 条(2)に基づく化学物質データ報告（CDR）の 2020 年の報告期限を 2020 年 9 月 30 日から 2021 年 1 月 29 日に延長した。

・Modification of Significant New Uses of Certain Chemical Substances (20-2.M)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 18 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/18/2020-25032/modification-of-significant-new-uses-of-certain-chemical-substances-20-2m
EPA は、製造前届出(PMN)と重要新規利用届出(SNUN)の対象となった特定の 6 物質への TSCA に基づく重要新規利用規則(SNUR)を改正する提案規則を官報公示した。この改正案は化学物質の SNUN の審査結果および新規・既存のデータを基に決定されたもので、提案規則への意見提出は 2020/12/18 まで。
・Final Risk Evaluation for Trichloroethylene Final Risk Evaluation and Supporting Documents
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 20 日＞
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/final-risk-evaluation-trichloroethylene#documents
EPA は、トリクロロエチレン（CAS RN 79-01-6）の最終 TSCA リスク評価とその関連文書を公開した。
TCE の最終リスク評価　→
https://www.epa.gov/sites/production/files/2020-11/documents/1._risk_evaluation_for_trichloroethylene_tce_casrn_79-01-6.pdf
・1,4-Dioxane; Supplemental Analysis to the Draft Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Evaluation; Notice of Availability and Public Comment
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 20 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/20/2020-25618/14-dioxane-supplemental-analysis-to-the-draft-toxic-substances-control-act-tsca-risk-evaluation
EPA は、TSCA に基づく 1,4-ジオキサンのリスク評価案の補足分析の利用可能性を発表し、意見募集を行うことを官報公示した。意見提出は 2020/12/10 まで。
・Pesticide Registration Review; Draft Human Health and/or Ecological Risk Assessments for Ethylene Oxide; Notice of Availability
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 20 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/20/2020-25821/pesticide-registration-review-draft-human-health-andor-ecological-risk-assessments-for-ethylene
EPA は、特定の医療機器や香料などの殺菌剤として使用されるエチレンオキシド（EtO）の FIFRA 登録レビューのため、EtO の人健康または生態学的リスク評価(案)の利用可能性を官報公示した。この通知への意見提出は 2021/1/19 まで。

○カナダ

・Inorganic substances identified as being of low concern
＜カナダ　2020 年 11 月 14 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/inorganic-substances-low-concern.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、生態学的リスク分類と 3 つの人健康科学アプローチを使用し、懸念が低いと特定された無機物質の最終スクリーニング評価を公開した。
カナダ官報　→ http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-11-14/html/notice-avis-eng.html#n11
・Sucrose acetate isobutyrate (SAIB)
＜カナダ　2020 年 11 月 14 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/sucrose-acetate-isobutyrate.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、シュークロース酢酸イソラク酸エステル（SAIB）(CAS RN 126-13-6)のスクリーニング評価(案)を公開し、2021/1/13 まで 60 日間の意見募集を開始した。評価案では、この物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。
カナダ官報　→ http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-11-14/html/notice-avis-eng.html#n12

○中国

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification
＜中国　2020 年 11 月 18 日＞
○G/TBT/N/CHN/1524
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168930?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/CHN/1525
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168931?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/CHN/1526
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168932?FromAllNotifications=True
○G/TBT/N/CHN/1527
→ http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168933?FromAllNotifications=True
中国国家薬品監督管理局は、化粧品の登録と届出資料の提出を規定する規範（意見募集用草案）、新規の化粧品成分の登録と届出資料の提出を規定する規範（意見募集用草案）、化粧品の効能を評価する規範（意見募集用草案）、および練り歯磨きの監督と管理の規範（意見募集用草案）を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/1/17 まで。
WTO/TBT 通報文書（中国語）1524　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/CHN/20_7112_00_x.pdf
WTO/TBT 通報文書（中国語）1525　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/CHN/20_7113_00_x.pdf
WTO/TBT 通報文書（中国語）1526　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/CHN/20_7114_00_x.pdf
WTO/TBT 通報文書（中国語）1527　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/CHN/20_7115_00_x.pdf

---

○オーストラリア

・Do you hold an assessment certificate - or are you covered by one?
＜オーストラリア　2020 年 11 月 16 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/do-you-hold-assessment-certificate-or-are-you-covered-one
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、審査証明書の所有者として、または審査証明書の対象となる人(または企業)として、実行できること、実行できないことについての特定の規則を概説する Web サイトを開設した。関連の Web サイト　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/getting_started/role-assessment-certificate-holder-or-person-covered-assessment-certificate
・Certificates issued for pending applications for low-volume permits
＜オーストラリア　2020 年 11 月 20 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/certificates-issued-pending-applications-low-volume-permits-0
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、少量許可の保留中の申請について、工業化学品法 2019 の第 37 条に基づき審査証明書を発行したことを発表した。

○インド

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/175
＜インド　2020 年 11 月 16 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168871?FromAllNotifications=True
インド政府は、国内で製造または輸入される 3（N、N ジエチル）アミノフェノールは、インド規格（IS 7686：2020）に準拠し、インド規格局からのライセンスに基づく標準マークを付けることを要求する「3（N、N ジエチル）アミノフェノール（品質管理）令、2020 年」を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/1/15 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/IND/20_7060_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/176

＜インド　2020 年 11 月 16 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168873?FromAllNotifications=True
インド政府は、国内で製造または輸入される塩化メチレンは、インド規格（IS 4566：2020)に準拠し、インド規格局からのライセンスに基づく標準マークを付けることを要求する「塩化メチレン（ジクロロメタン）（品質管理）令、2020 年」を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/1/15 まで。WTO/TBT 通報文書　→
https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/IND/20_7061_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/177
＜インド　2020 年 11 月 16 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168874?FromAllNotifications=True
インド政府は、国内で製造または輸入される赤リンは、インド規格（IS 2012: 2006, 再承認 2016)に準拠し、インド規格局からのライセンスに基づく標準マークを付けることを要求する「赤リン（品質管理）令、2020 年」を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/1/15 まで。WTO/TBT 通報文書　→
https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/IND/20_7062_00_e.pdf
****

[10] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・香川県東かがわ市で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限の解除について
＜農林水産省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201127_11.html
---
・香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 6 例目、7 例目及び 8 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201127_7.html
---
・兵庫県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 10 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201127_6.html
****

[付録]

◇石綿（アスベスト）含有品の流通とメーカー等による回収について　　-----> *上記 [1] 関係*
＜厚生労働省　2020 年 11 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-puXwsnK94OdwuBY
今般、以下の製品に石綿（アスベスト）が含まれていることが判明しましたので、メーカー等による回収及び厚生労働省の対応について、お知らせいたします。
＜対象製品＞
１　メーカー　　（株）堀木工所（大阪府貝塚市二色南町５－３）
２　製品名等　　CARACO バスマット（LARGE、SLIM、COMPACT）　コースター
３　流通数（販売済み数）　　CARACO バスマット　17,460枚　　コースター　8,490枚
※　この商品はインターネット販売や大阪府貝塚市のふるさと納税返礼品として流通しています。
＜対象製品をお持ちの皆様へ＞
○　貝塚市のふるさと納税返礼品として入手された方への対応（回収方法等）については、貝塚市及びメーカーにおいて検討中です。後日皆様のところに連絡が行きますので、貝塚市からの連絡をお待ち下さい。
　なお、ふるさと納税返礼品を受け取った後に転居された方など連絡先が変更になっている場合は、以下の貝塚市の問合せ窓口までご連絡下さい。　　072-433-7055（貝塚市ふるさと納税担当）
○　メーカーからのインターネット販売で購入された方は、メーカーにおいて販売先を把握しているため、回収方法等について後日メーカーから皆様のところに連絡が行きますので、メーカーからの連絡をお待ち下さい。
　なお、購入後に転居された方など連絡先が変更になった方や、上記以外の方法で入手された方は、以下の

メーカーの問合せ窓口にご連絡下さい。　　0120-001-937（株式会社堀木工所）

○　バスマットやコースターを通常の使い方で使用している限りは石綿（アスベスト）が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありませんが、削ったり割ったりした場合には飛散するおそれがありますので、削ったり割ったりしないようにお願いします。

○　もしすでに破損しているなどでご心配な場合は、ビニール等に入れ、テープ等でしっかりと封をして、回収まで保管してください。

○　メーカー等が回収しますので、ごみ等で廃棄したり、メーカー指定の方法以外で返送したりしないようお願いします。

＜厚生労働省の対応＞

○　石綿（アスベスト）を0.1％を超えて含む製品は、平成18年９月以降、製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。

○　今回販売された製品は、禁止前に仕入れた原材料を使用して製造されたものでしたが、同様に古い原材料を使用して製造されているものや、海外から輸入されているものについて、石綿（アスベスト）が含まれているものがないか、関係業界に一斉点検を求めています。。

○　一斉点検の結果、石綿（アスベスト）が含まれている製品が確認された場合は、ただちに公表するとともに、メーカーに回収を求めます。

○　厚生労働省においても、現在流通している同種の製品に石綿（アスベスト）が含まれているものがないか、サンプルを買い取って分析を行う取組を進めます。

＜他の同種の製品についてのお問い合わせ＞

○　お持ちの製品に石綿が使用されていないか等の各商品に関するお問い合わせは、各メーカーまでお願いします。

＜石綿対策についてのお問い合わせ＞

○　石綿対策についてのお問い合わせは、厚生労働省までお問い合わせ下さい。

（厚生労働省の問合せ先）

03-6812-7808

平日対応時間：08:30～18:15

休日対応時間：10:00～17:00（当分の間）

・【参考資料】

・アスベスト全面禁止（パンフレット）

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000698975.pdf

・石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について（関係団体への要請文）

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000698974.pdf

基安発1127第１号

令和２年11月27日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

平成18（2006）年９月１日から、石綿をその重量の0.1％を超えて含有するすべての製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、厚生労働省においては、平成23年1月27日付け基安発0127第１号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」等により貴会に対しその遵守の徹底を要請してきたところです。

しかしながら今般、成形品を加工したバスマット及びコースターに、石綿がその重量の0.1％を超えて含有している事案が把握されました。当該製品は、平成13（2001）年に購入した成形品を原料として、平成28（2016）年に開発した製品であったことが判明しています。

本事案の他にも、平成18（2006）年８月以前に購入し、在庫として保有していた石綿含有の工業製品を、平成

18（2006）年９月以降に販売した事案が、複数確認されています。

つきましては、同種事案の再発を防止するため、貴会より傘下会員に対し、下記に留意の上、石綿を含有する製品を取り扱っていないかの点検について、周知・依頼いただきますようお願い申し上げます。

記

１　平成18（2006）年８月31日以前に購入若しくは製造し又は譲渡・提供を受け（以下、「購入等を行った」と称する。）、在庫として所有している工業製品又は原料であって、石綿含有の可能性があるものについて、石綿がその重量の0.1%を超えて含有していないか点検を行うこと。

なお、平成18（2006）年以前は１%以下の含有率であれば石綿製品には当たらなかったが、平成18（2006）年９月以降は0.1%を超えるものを石綿製品として取り扱うよう規制範囲を拡大したため、表１に列記する建材及び類似品（表１に列記する材料を使用して製造された建材以外の製品を含む。）にあっては、製品安全データシート等に記載されている組成・成分情報に石綿（アスベスト）の記載がない場合であっても、材料の製造年等によっては石綿が含まれる場合がありうることに留意すること。

＜表１＞石綿を含有する可能性がある石綿の表記がない建材及び類似品の例

繊維強化セメント板、パルプセメント板、珪藻（けいそう）土保温材、塩基性炭酸マグネシウム保温材、けい酸カルシウム保温材、バーミキュライト保温材、パーライト保温材、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材、スレート、スラグ石こう板、けい酸カルシウム板第１種、けい酸カルシウム板第２種、ロックウール吸音天井板、タルク

２　ガスケット、パッキンについては、平成18（2006）年９月１日以降においても禁止措置の適用が猶予されていたものがあることに留意すること。

３　海外から輸入した建材及びその類似品（表１に列記する材料を使用して製造された建材以外の製品を含む。）並びにそれらの原料については、輸入時期に関わらず、特に石綿等の輸出が禁止されていない国から輸入したものについて、使用・販売前に石綿がその重量の0.1%を超えて含有していないかの点検を行うこと。

４　調査対象製品に石綿がその重量の0.1%を超えて含有していないと判断する方法は、自ら石綿含有の有無について分析調査を行うか、製造事業者から石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等を入手し確認する必要があること。この際、生産国によっては石綿含有の有無の判断基準が日本とは異なる可能性もあることから、単に石綿含有の有無だけでなく、0.1%を超えて含有していないことを確実に確認すること。

５　上記の結果、石綿をその重量の0.1%を超えて含有している製品があることが判明した場合には、直ちに当該製品の出荷及び使用を停止するとともに、所轄の労働基準監督署まで報告の上、流通している製品の回収を行うこと。

回収にあたっては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第32条に基づき、堅固な容器又は確実な包装による梱包を行うとともに、当該容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示する必要があること。なお、事業者が直接回収せず、販売先等に輸送の手配を依頼する場合には、前記の方法による梱包及び表示を行う必要があることを確実に伝達する必要があること。

（参考）　平成18（2006）年８月以前に購入した工業製品又は原料を在庫として保有し、平成18（2006）年９月以降に当該工業製品を販売等し、又は原料を加工して販売等を行っていた最近の事例

①　平成18（2006）年８月以前に購入し、在庫として保有していた石綿含有の建設機械・車両等機種用のエンジン等のガスケット、パッキン等について、平成18（2006）年9月から平成27（2015）年７月までの間出荷していたことが判明したもの。（事業者において令和２（2020）年９月に事案を公表済）

②　平成18（2006）年８月以前に購入し、在庫として保有していた石綿含有の建設機械エンジン用等のガスケットについて、平成18（2006）年9月から令和元（2019）年10月までの間出荷していたことが判明したもの。①の事案の公表を踏まえ、事業者において自主的に点検を行ったところ、本件が発覚したもの。（事業者において令和２（2020）年11月に事案を公表済）

③　平成18（2006）年８月以前に購入し、在庫として保有していた原料を使用して製造した珪藻土バスマット及びコースターについて、平成28（2016）年６月から令和２（2020）年２月までの間出荷していたもの。当該原料に当時添付されていた製品安全データシートには、「石綿」「アスベスト」の記載はなかったものの、分析調査を行った結果、その重量の0.1%を超えて石綿を含有する結果が得られたもの。（今回の事案）

◇何が正解なの？ コロナ対策 ～感染制御の専門家に聞く～

＜時事ドットコム　2020 年 11 月 28 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/4a05d966497475e397faf7fd2cc9545f4c552e06

新型コロナウイルスの猛威が続いています。1 日の感染者数が全国で 2000 人を超える日もあり、第 3 波の襲来とも言われています。　これからどうなるのか。不安の声がある中、どのように行動すればいいのか、戸惑う人も多いと思われます。そこで、感染制御の専門家で、明快な解説で知られる順天堂大学大学院教授の堀賢先生に、私たちができる対策について伺いました。

――11月の第2週以降、感染者の急増に伴い、世の中の緊迫感が急に高まったように感じます。それまでは、春頃と比べて、かなり緩いなという雰囲気でした。　春頃は、非常に強い緊張感が、社会全体を覆っていました。そこには、五つの要因があったと思います。　一つは、新型コロナウイルスが全く未知のウイルスであったということ。二つ目は、PCR の検査体制も十分とはいえなかったこと。当時は1日300検体くらいしかできなかったですね。　三つ目は、治療法が分からなかったこと。四つ目は、医療の受け入れ態勢が整備されていなかったこと。五つ目は、メディアで連日、あおるような報道がされたこと。それらが、社会的危機感を生んだのだと思います。これに対して、秋以降は「第2波の時は、ロックダウンもせずに、何とか乗り越えてきたじゃないか」という安堵感がある一方で、「コロナ疲れ」という感じも広がってきていました。緊張感が薄れていた感じですね。　新型コロナウイルスは、潜伏期間が長く、きょうの行動の結果が2週間後に出るという状況ですから、感染の予測が立てにくく、「この様子なら、まあ大丈夫じゃないかな」という気持ちになっていたのでしょう。

◆コロナとの闘いは長丁場

――新型コロナは、経済にも大きな打撃を与えています。政府は、コロナ対策と経済の両立を目指していますが、そもそも、両立は可能なのでしょうか。　コロナとの闘いは、長丁場と言われています。重症者や死亡者を増やさないように、行動変容を呼び掛け、医療のキャパシティーを増やしながら、経済を可能な限り回すという方針だと思います。　今は状況を見ながら、ぎりぎりのところまで経済を動かすということでしょう。ただ、重症者の在院日数は長いですから、すぐにはベッドが空きません。　重症者のベッドが逼迫（ひっぱく）した段階でブレーキを踏んでも、その後、2週間は重症患者が一定割合で増え続けますから、超過死亡※が出てくる恐れがあります。余裕を見ながら、早め早めの対応が必要です。　※超過死亡＝統計などから予想される死者数を実際の死者数が上回る現象。パンデミックでは、急激な医療需要増で医療が受けられない人々が出たときに発生しやすい。

――医療体制も日々、状況が変化しています。地方によっては、医療崩壊が起こるリスクもあるのでしょうか。北海道などは、札幌市を中心に、すでに医療供給体制が逼迫してきています。また、流行が急激に拡大すると、スタッフや一般診療の患者が市中で感染し、院内に持ち込むケースが必然的に増えます。　そうなると、院内クラスターが発生して、診療停止に追い込まれる医療機関が増えて、さらに医療崩壊のスピードが速まる可能性が高くなります。11月中旬以降の旭川市がその状態に陥っています。

◆マイクロ飛沫はすごく飛ぶ

――これから乾燥がひどくなる季節です。でも、寒くて窓を開けるのが嫌で、換気も十分にできないことが増えそうです。この季節に気を付けたいポイントを教えてください。　湿度が低い場合、飛沫が飛びやすく、漂う時間が長いということは、実験で分かっています。動物実験では、湿度が低い方が感染が拡大しやすいことが、確かめられています。ただ、それがそのまま、人間の感染拡大に当てはまるかどうかは、確認されていません。　ウイルスは粒子ですから、意思を持っているわけではなく、冬になったことをウイルス自身が察知して、感染力を強くするわけではありません。ただ、ウイルスを運ぶ水滴の状態が変化して、感染力に変化を及ぼす可能性はあるかもしれません。　新型コロナウイルスは、マイクロ飛沫という普通の飛沫より小さい粒子が、感染の拡大に関わっているとされています。(図1参照)　飛沫は、感染者の口から飛び出した後、1～2メートルで自然落下して、これが人の目、鼻、口の粘膜に直接触れることで感染します。これに対し、マイクロ飛沫は、粒子が小さく、気流に乗って数十メートル先にも飛び、その先にいる人にエアロゾル感染を引き起こします。　「3密」状態というのは、密閉、密集、密接な状態ですから、マイクロ飛沫が長時間漂う条件がそろっており、クラスターを引き起こしやすいと考えられています。

◆野外なら食事も安心？

（図3）新型コロナウイルス感染症対策分科会が発信した「感染リスクの高まる5つの場面」（内閣官房ホームページより　https://corona.go.jp/proposal/）

――感染予防対策ですが、施設によって、かなり差があると思います。飲食店だと、しゃべりながら食べている客に注意しない、できない管理者などが気になります。ハンバーガー店の密な状態で、大声で話しながら食べている若者とか。対策の徹底が大事なのに、行政は施設側に任せている状態です。　難しいですね。店としては、やっと来てくれたお客に対して、注意しにくいですよね。しかも、自分もあまり詳しくは知らないことですので、反論されたら、引き下がるしかありません。　むしろ、この件は、日本人の「他人に迷惑を掛けないようにする感性」を利用して、マナーやエチケットとして、国民共通のおしゃれなキャンペーンのようなもので解決を目指したらいいのではないでしょうか。　旅行関係団体が作った「新しい旅のエチケット」（図2）のポスターは、嫌みもなく、なかなかよくできていますよね。　――感染予防対策も、企業によって、かなり格差があるのが気になります。　よく観察すると、ポイントを外した対策をしている企業も、かなり多いですね。例えば、会社の喫煙室で、話しながら喫煙している場面では、空気清浄機によってウイルスが除去されたとしても、至近距離で会話をすることで、依然として飛沫を浴びていることになります。　バーベキューなど、野外なら安全と考えている人がいます。野外では、風でマイクロ飛沫が希釈されたり、飛んで行ったりしたとしても、人の口から出た飛沫は、目の前の食べ物の上に落ちたりして、感染のリスクがあるんです。　――なぜ、そういうふうになってしまうのでしょうか。　それは、分科会（新型コロナウイルス感染症対策分科会）が発信した「感染リスクの高まる5つの場面」（図3）を見れば、よく分かります。　この絵は、「注意しましょう！」だけで終わってしまっていて、「だから、こうしましょう！」という発信がない。ですから、市井の人たちには「どうしたらいいのか」が十分、伝わってきません。そんなことでは納得できないから、行動変容が起きるわけないんです。　納得していない人が、これまでの自分の行動を変えたりできますか。感染制御を専門にしている人たちは、政府の発信に、ちょっと歯がゆい思いを抱いています。

********** 以上 **********